

平成28年度幼稚園就園奨励費補助金国庫補助限度額

I 階層区分ごとの国庫補助限度額

(単位：円)

区 分		補助対象 経 費	国 庫 補 助 限 度 額		
			第1子	第2子	第3子以降
私立	I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000		
	II	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	272,000	290,000	308,000
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			
	III	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	115,200	211,000	308,000
	IV	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000
	上記区分以外の世帯	—	154,000	308,000	

II 階層区分ごとの多子軽減の適用条件

多子世帯に対しては、第2子の保護者負担額が第1子の半額、第3子は無償となるよう、負担軽減を図っている。
 多子軽減の適用に関しては、第III階層（市町村民税所得割額77,100円以下の世帯）以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃、第IV階層（市町村民税所得割額77,101円以上の世帯）以上の世帯については、従前のおり小学校3年生までの兄・姉の数に応じて、多子世帯の負担軽減を図る。
 多子計算に係る兄・姉については、年齢に上限を設けないが、生計を一にする者に限る。

III ひとり親世帯等の特例

ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、そのほかの世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子ども（以下、「ひとり親世帯等」という）の補助限度額については、以下のとおりである。なお、詳細については別紙参照。

(単位：円)

区 分		補助対象 経 費	国 庫 補 助 限 度 額		
			第1子	第2子	第3子以降
	II	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	308,000		
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			
	III	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	217,000	308,000	

注1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。

2 途中入退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の国庫補助限度額は、次の算式を参考に減額して適用する。なお、次の算式で算出された金額を上限とし、対応可能な市町村から順次対応すること。

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 \text{ (百円未満を四捨五入)}$$

3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が国庫補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。

4 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。